

2012年12月

発行登録追補目論見書



ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNPパリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016年7月15日満期
トルコ・リラ建社債

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016年7月15日満期 トルコ・リラ建社債（以下「本社債」という。）の元本および利息はトルコ・リラで支払われますので、日本円とトルコ・リラの間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 24-外 26-31

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 24 年 12 月 10 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

BNPパリバ証券株式会社
代表取締役CEO
(CEO and Representative Director of
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)
フィリップ・アヴリル
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市9区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 柴田 弘典

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 6,000,000 トルコ・リラ (邦貨換算額 277,200,000 円)
(ただし、邦貨換算額は、1 トルコ・リラ=46.20 円 (トルコ中央銀行
により 2012 年 12 月 6 日午後 3 時 30 分現在の直物売買相場為替の気
配値として公表された数値の仲値の逆数) で換算されている。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成 24 年 8 月 16 日
効力発生日	平成 24 年 8 月 24 日
有効期限	平成 26 年 8 月 23 日
発行登録番号	24-外 26
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
24-外 26-1	平成 24 年 8 月 31 日	648,900,000 円		該当事項なし
24-外 26-2	平成 24 年 8 月 31 日	5,886,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-3	平成 24 年 9 月 5 日	483,840,000 円		該当事項なし
24-外 26-4	平成 24 年 9 月 5 日	304,360,000 円		該当事項なし
24-外 26-5	平成 24 年 9 月 20 日	202,180,000 円		該当事項なし
24-外 26-6	平成 24 年 9 月 20 日	738,311,250 円		該当事項なし
24-外 26-7	平成 24 年 9 月 21 日	400,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-8	平成 24 年 9 月 21 日	240,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-9	平成 24 年 9 月 25 日	156,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-10	平成 24 年 9 月 28 日	440,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-11	平成 24 年 9 月 28 日	392,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-12	平成 24 年 9 月 28 日	1,371,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-13	平成 24 年 9 月 28 日	510,770,000 円		該当事項なし
24-外 26-14	平成 24 年 10 月 1 日	4,120,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-15	平成 24 年 10 月 3 日	182,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-16	平成 24 年 10 月 4 日	937,440,000 円		該当事項なし
24-外 26-17	平成 24 年 10 月 10 日	1,542,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-18	平成 24 年 10 月 12 日	321,650,000 円		該当事項なし
24-外 26-19	平成 24 年 10 月 15 日	809,558,750 円		該当事項なし
24-外 26-20	平成 24 年 10 月 16 日	100,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-21	平成 24 年 10 月 19 日	205,600,000 円		該当事項なし
24-外 26-22	平成 24 年 10 月 19 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-23	平成 24 年 11 月 15 日	150,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-24	平成 24 年 11 月 16 日	231,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-25	平成 24 年 11 月 30 日	185,000,000 ロシア・ルーブル (490,250,000 円) (注 1)		該当事項なし
24-外 26-26	平成 24 年 12 月 3 日	1,155,000,000 円		該当事項なし
24-外 26-27	平成 24 年 12 月 3 日	150,000,000 ロシア・ルーブル (394,500,000 円) (注 2)		該当事項なし
24-外 26-28	平成 24 年 12 月 5 日	600,000,000 ロシア・ルーブル (1,602,000,000 円) (注 3)		該当事項なし
24-外 26-29	平成 24 年 12 月 7 日	300,000,000 円		該当事項なし

24-外 26-30	平成 24 年 12 月 7 日	13,590,000 トルコ・リラ (627,858,000 円) (注 4)	該当事項なし	
実績合計額		25,942,868,000 円	減額総額	0 円

(注 1) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 1 月 22 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2012 年 11 月 28 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 ロシア・ルーブル=2.65 円の換算レートで換算されている。

(注 2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2012 年 12 月 28 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2012 年 11 月 29 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 ロシア・ルーブル=2.63 円の換算レートで換算されている。

(注 3) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2012 年 12 月 21 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した 2012 年 12 月 3 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 ロシア・ルーブル=2.67 円の換算レートで換算されている。

(注 4) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは 2013 年 1 月 11 日に行われる予定でまだ完了していない。本欄に記載された邦貨換算額は、トルコ中央銀行により 2012 年 12 月 5 日午後 3 時 30 分現在の直物売買相場為替の気配値として公表された数値の仲値の逆数 1 トルコ・リラ=46.20 円の換算レートで換算されている。

【残額】 474,057,132,000 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	2
第3【第三者割当の場合の特記事項】	18
第二部【公開買付けに関する情報】	18
第三部【参照情報】	19
第1【参照書類】	19
第2【参照書類の補完情報】	19
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	19
第四部【保証会社等の情報】	20
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	21
有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	22
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	47

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2016年7月15日満期 トルコ・リラ建社債 (以下「本社債」という。) (注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	6,000,000 トルコ・リラ (注2)	売出価額の総額	6,000,000 トルコ・リラ (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	5,000 トルコ・リラ
償還期限	2016年7月15日(ロンドン時間) (注3)		
利率	額面金額に対して 年5.24%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目6番1号		
摘要	ビー・エヌ・ピー・パリバ(以下「発行会社」という。)により発行される非劣後長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インクより「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズより「A+」の格付がそれぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注1) 本社債は、発行会社により、発行会社の債務証券発行プログラムおよび下記注4に記載の代理人契約に基づき、2013年1月15日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、6,000,000 トルコ・リラである。本書において、「トルコ・リラ」は、トルコ共和国の法定通貨であるトルコ・リラをいう。

(注3) 期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・イシュアンス・ビーブイ、発行会社および(ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・イシュアンス・ビーブイが発行会社である場合には)保証人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、発行代理人、主支払代理人および為替代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店(以下「主支払代理人」および「為替代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または為替代理人としての承継人を含むものとする。)、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店(以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。)ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人(主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。)の間で2012年6月1日付で締結された改訂書換代理人契約(以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。)に従い、代理人契約の利益を享受して発行される社債券(以下「本社債券」といい、この用語は、(i)包括形式により表章される本社債券(以下「包括社債券」という。)に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位(適用ある最終条件書に規定する。)、(ii)包括社債券との交換(または一部交換)により発行される確定社債券、および(iii)包括社債券を意味する。)のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関、名義書換代理人および為替代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人(以下「本社債権者」という。)および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札(以下「利札」という。)の所持人(以下「利札所持人」という。)は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条

項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2012年6月1日付で発行会社により発行された改訂書換約款 (Deed of Covenant) を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「A2」、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（以下「S&P」という。）より「A+」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moody.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面 5,000 トルコ・リラ につき 5,000 トルコ・リラ	申込期間	2012年12月10日から 2013年1月15日まで
申込単位	5,000 トルコ・リラ	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2013年1月16日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、日本円/トルコ・リラ間の為替レートの動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討するべきである。

価格変動リスク

本社債の市場価格は、金利の動向およびその水準の変化ならびに金利の変動性（ボラティリティ）によって変動する。このため、本社債を途中売却する場合の価格が購入時の価格を下回るおそれがある。

為替変動リスク

本社債の元本および利息は、トルコ・リラにより支払われる。したがって、利払期日または満期前の各本社債の価値は、トルコ・リラの金利や日本円とトルコ・リラ間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われず、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

カントリーリスク

本社債が発行される国や発行通貨の主権国の政治情勢、経済情勢または社会情勢の混乱等により、本社債の元利金の円貨への交換や送金ができない場合または本社債の売買が制限される場合がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2)日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2013年1月16日（同日を含む。）から2016年7月15日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年5.24パーセントの利率による利息が発生し、額面金額5,000トルコ・リラの各本社債につき、毎年1月15日および7月15日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ131.00トルコ・リラが支払われる。ただし、2013年7月15日の利払期日においては、2013年1月16日（同日を含む。）から2013年7月15日（同日を含まない。）までの期間に関する利息として、額面金額5,000トルコ・リラの各本社債につき、130.27トルコ・リラが支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドン、東京およびイスタンブールにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム(Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System)（以下「TARGET2 システム」という。）が稼動している日をいう。

(b) 利息は、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、0.01トルコ・リラ未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第3項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i)当該本社債に対して支払われるべき全額および/または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii)主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第10項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および/もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 満期償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、額面金額で満期償還日に償還される。

「満期償還日」とは、2016年7月15日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

(b) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第 5 項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 30 日以上 45 日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第 5 項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に対して直ちにその旨を通知するものとし、また、（本要項第 10 項に従い）本社債権者に対し 7 日以上 45 日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還するものとする。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(c) 期限前償還

上記(b)項および本要項第 6 項において、各本社債は、額面金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1 年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(d) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い本社債の流動性を高める目的で保有もしくは再販売するか、または消却することができる。

(e) 消却

発行会社により償還または買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への15日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドン、東京およびイスタンブールにおいて、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一

般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼動している日を意味する。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 2085、ホワルドーヘスペランゲ、ガスペリッヒ通り 33

(33, rue de Gasperich, Howald - Hesperange, 2085 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ・エスシーエー

(BNP Paribas Securities Services S.C.A.)

フランス、パンタン 93761、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9 rue du Débarcadère, 93761 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービシズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

- (i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。
- (ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。
- (iii) 発行会社は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律により源泉徴収または控除が要求されることのない支払代理人を欧州連合加盟国内に維持すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される財務またはその他の法律および規則ならびに(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または所持人、実質的所有者もしくは発行会社の代理人ではない仲介人が FATCA 税制（以下に定義される。）に基づく源泉徴収に服することなく支払を受領することができないことの結果として、内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、もしくは内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する法律に従って課される源泉徴収もしくは控除（以下「FATCA 税制」という。）に従うものとするが、本要項第 5 項の規定を害しないものとする。

4. 本社債の地位

本社債および（該当する場合は）関連する利札は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、これらの間において現在および将来も同順位であり、発行会社の現在および将来におけるその他すべての直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務と少なくとも同順位である（ただし、法律上優先する例外を除く。）。

5. 課税

(a) 発行会社またはその代理人により行われる本社債に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、課税管轄（以下に定義される。）によりまたは課税管轄のために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。「課税管轄」とは、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局または発行会社による本社債の元本および利息の支払に関して課税権限を有するその他の法域、行政区域もしくは当局を意味する。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利札所持人が受領したであろう金額を受領することができるよう必要な追加額を支払うものとする。ただしかかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利札に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

(iii) フランス法に基づく個人への支払の場合

欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に従い、個人への支払に関し源泉徴収または控除が要求される場合。

(iv) 別の支払代理人による支払の場合

当該本社債または利札を欧州連合加盟国内に所在する別の支払代理人に呈示すれば当該源泉徴収または控除を回避することができたであろう本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

(d) 情報の提供

各本社債権者は、欧州理事会指令 2003/48/EC または当該指令を実施もしくは遵守する法律もしくは当該指令に適合するために導入された法律に基づく証明義務および報告義務を遵守するために必要な情報を適宜提供する責任を有する。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

- (a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。
- (b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。
- (c) 発行会社が、フランスの破産法に基づく臨時の代表者 (*mandataire ad hoc*) の任命を申請し、債権者との和解手続 (*procédure de conciliation*) を行い、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社はその債権者のための移転、譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債がすべての点（または発行日、利息発生開始日、発行価格および／またはそれに関する利息の最初の支払額および支払日を除くすべての点）において同一の権利を有し本社債との単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合 (*assimilables*) されるものとする。

10. 公告

- (a) 本社債に関するすべての公告は、(i)ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において、または(ii)金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って、一度掲載された場合に有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または 1 回以上もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。
- (b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記本項(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。
- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび/またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d)（通知の方法を問わず）本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。いずれの社債権者集会において可決された特別決議も、集会に出席したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘

束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

(a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。

(b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

(a) 準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(b) 管轄裁判所

発行会社は、専ら本社債権者および利札所持人の利益のため、本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じるいかなる紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）の解決にも英国の裁判所が管轄権を有すること、し

たがって、本社債および利札よりまたはこれらに関連して生じるすべての訴訟または手続（本社債および利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する訴訟または手続を含む。）（以下「訴訟手続」と総称する。）は当該裁判所において提起されることに合意する。

発行会社は、これらの訴訟手続の裁判管轄を上記の裁判所に置くことに対する現在もしくは将来における異議申立およびこれらの訴訟手続が不都合な裁判所に提起されたとの主張をここに取消不能の形で放棄するとともに、英国の裁判所に提起された当該訴訟手続における判決が終局的なものであり発行会社に対する拘束力を有し、他の管轄における裁判所においても執行可能であることに、ここに取消不能の形で合意する。

本要項の内容は、他の管轄権を有する裁判所において発行会社に対して訴訟手続を提起する権利をも制限するものではなく、1 つまたは複数の管轄において訴訟手続を開始することは、同時であると否とに関わらず、他の管轄における訴訟手続の開始を妨げるものではない。

(c) 送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、当初は無記名式包括仮社債券（以下「無記名式包括仮社債券」という。）の様式にて発行され、それはユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの共通預託機関に対し、本社債の当初発行日と同日またはそれ以前に交付されるものである。本社債が無記名式包括仮社債券により表章されている間は、交換日（以下に定義される。）以前に行われるべき元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、当該社債券における利益の実質的所有者が米国人でないまたは米国人に対する売却のために本社債を買入れた者でない旨の証明書（規定される様式に従う。）が、米国財務省規則に基づき、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付されており、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが、（受領した当該証明書に基づく）類似証明書を主支払代理人に対して交付している場合に限り、無記名式包括仮社債券の呈示に対して行われる。

無記名式包括仮社債券が発行された後 40 日目以降の日（以下「交換日」という。）に、その無記名式包括仮社債券の利益は、当該社債券に記載されるとおり、請求に応じて、無記名式包括仮社債券における利益の実質的所有者が米国人でない旨の証明書の交付と引換えに無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）における利益と交換することができる。

無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、(i) (当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する) ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクから、当該社債券に記載されているように主支払代理人に対する遅くとも 60 日前の書面による通知がなされた場合、または(ii) 交換事由が発生した場合に限り、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表もしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないとこの通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合、を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、交換日まで、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代

理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 5,000 トルコ・リラの無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および支払代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、(i) 日本国における課税ならびに 1995 年 3 月 3 日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避および脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」および 2007 年 1 月 11 日付の改正議定書（以下あわせて「租税条約」という。）の目的上の日本国居住者ならびに(ii) 租税条約の利益を享受する権利を有する者が本社債を取得、保有および処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法および租税条約について網羅的に記載したものではない。

本社債の利息に係る税

フランスの 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。) の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされた利息およびその他の収益の支払には、当該支払がフランス国外の非協調国においてなされた場合を除き、フランス一般租税法 125 条 AIII に定められる源泉徴収税が課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法

125 条 AIII に基づいて 50 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、以下に記載された一定の例外および適用される二重課税条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、当該社債の利息およびその他の収益は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国に所在している金融機関に開設された銀行口座において支払われた場合、2011 年 1 月 1 日以後に開始する事業年度より、もはや発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益は、フランス一般租税法 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収益には、フランス一般租税法 119 条の 2 に基づいて定められる 25 パーセントまたは 50 パーセントの源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、本法では、ある特定の社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収益の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行には上記の 50 パーセントの源泉徴収税の規定および控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本免除」という。）。2010 年 2 月 22 日付フランス税務当局の決定 (*rescrit*) 第 2010/11 (FP および FE) 号（以下「本決定」という。）に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、かかる社債の発行は、かかる目的および効果がないとみなされ、その結果、本免除を受けることができる。

- (i) フランス財政金融法 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への発行書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランスもしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス財政金融法 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または類似の外国預託機関もしくはシステム運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関またはシステム運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。）。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルグを通じて決済されるため、本決定に基づく本免除を受けることができ、本決定が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。2012 年 1 月 1 日現在の非協調国のリストはフランス税務当局によって公表されており、それは毎年更新される。2012 年 4 月 4 日付命令によれ

ば、フランス一般租税法 238-0 条 A において参照される非協調国のリストは、本書日付現在においては、以下の国々から構成されている。

ボツワナ共和国、ブルネイ、グアテマラ共和国、マーシャル諸島共和国、モントセラット、ナウル共和国、ニウエ島およびフィリピン共和国

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。

本社債の利息は、日本の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）の税率となる。）の源泉所得税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法 71 条の 5 および 6）。居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得額を、一定の制限のもとで、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の償還金額が本社債の取得価額を超える場合のその差額については、明確な規定がないため、全く疑義無しとはしないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者に帰属する場合は雑所得として取り扱われ、総合課税の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1(3)）。また当該償還差益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また本社債の償還金額が本社債の取得価額を下回る場合の償還差損を日常的な家庭内の事項に関して生じた損失または利子所得を得るための支出と解する見解がみられるが、それによると、個人投資家に発生した償還差損は課税上ないものとみなされることとなる。

内国法人投資家が本社債を譲渡した場合および外国法人投資家が本社債を国内の営業所を通じて譲渡した場合に生じた譲渡損益については、益金の額または損金の額として課税所得に算入され法人税および地方税が課される。

外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債にかかる利息および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2011年度）（自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日）

平成24年6月29日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書及びその添付書類】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2012年度中）（自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月30日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成24年12月10日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成24年8月16日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成24年8月16日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。

（平成23年3月1日の募集）

券面総額または振替社債の総額：620億円

2012 年度第 3 四半期決算報告書

プレスリリース
2012 年 11 月 7 日、パリ発

事業部門は好業績を達成

営業収益：前年同期比 **+8.4%**

預金基盤の増大：

リテール・バンキング：前年同期末比 **+8.1%**

うち国内市場部門：前年同期末比 **+5.3%**

リスク費用は当四半期も低水準

9 億 4400 万ユーロ（前年同期比 **-68.6%***）

* 前年同期に計上したギリシア関連のリスク費用を除くと **+8.6%**

安定した高水準の余剰資金

710 億ユーロ（12 年 6 月末比 **190 億ユーロ**の増加）

CIB 部門はリスク加重資産の圧縮目標を達成

11 年 6 月末比 450 億ユーロ減少

バーゼル 3（全面適用）自己資本比率 **9%**目標を超過達成

エクイティ **TIER 1** 比率（バーゼル 3 全面適用）：**9.5%**

確かな利益創出能力

株主帰属純利益：**13 億ユーロ**

特別項目を除けば **16 億ユーロ**

堅固な業績：ソブリン危機に見舞われた **11 年度 Q3** からの回復

堅固な業績：ソブリン危機に見舞われた 2011 年度第 3 四半期からの回復	2
リテール・バンキング事業	3
国内市場部門	3
資産運用および証券管理事業	9
コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業	10
コーポレート・センター	11
流動性および資金調達	12
自己資本比率	13
連結損益計算書	14
2012 年度第 3 四半期 – コア事業部門別業績	15
2012 年度第 3 四半期累計期間 (1-9 月) – コア事業部門別業績	16
四半期決算	17
貸借対照表 – 2012 年 9 月 30 日現在	24

本プレゼンテーションに含まれる数値は、未監査の数値です。2012 年 4 月 18 日に、BNP パリバは、2011 年度の四半期決算に関わる修正を発表しました。かかる修正には、各事業部門に配賦される資本がリスク加重資産の 7%から 9%へと引き上げられた旨、および「国内市場」部門の創設、ならびに事業部門間の業務の移管が特に反映されています。これらの修正決算報告において、2011 年度に関わる数値は、あたかも取引が 2011 年 1 月 1 日に実行されたかのように表示されています。本プレゼンテーションは、修正された 2011 年度の四半期数値に基づいています。

本プレゼンテーションには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレゼンテーションに含まれるいかなる予測的な記述も本プレゼンテーション発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。

本プレゼンテーションに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレゼンテーションあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレゼンテーションやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

2012年11月6日にBNPパリバ取締役会が開催され、ボードゥアン・プロ会長が議長を務めるなか、当グループの2012年度第3四半期の業績が検討されました。

堅固な業績：ソブリン危機に見舞われた2011年度第3四半期からの回復

BNPパリバは、ソブリン危機の影響を大きく受けた2011年度第3四半期からの回復を遂げ、当四半期において堅固な業績を上げました。新規制に対応した当グループの事業適応計画は、現在、既報の予定期限よりも前倒しで完了しています。すなわち、コーポレートバンキング・投資銀行（CIB）事業部門においてリスク加重資産の450億ユーロを圧縮し、またグループのエクイティ Tier 1 比率は予定どおり100ベースポイント改善しました。バーゼル3全面適用¹のエクイティ Tier 1 比率は、2012年9月末現在で9.5%に達し、これにより目標水準の9%を上回ったこととなります。

営業収益は96億9300万ユーロとなり、2011年度第3四半期からは3.4%の減収でした。当四半期の営業収益には、重要な2つの特別要因が含まれており、これらの合計は純額で-3億4700万ユーロに上りました。すなわち、自己負債の再評価（-7億7400万ユーロ）、およびフォルトイスの銀行勘定において繰上げ償還により生じた公正価値調整額の特別償却（+4億2700万ユーロ）による影響です。事業部門の営業収益は合計で8.4%の増収でした。リテール・バンキング部門²は1.3%の増収、資産運用および証券管理事業部門は3.7%の増収、およびCIB部門は33.2%の増収でした。なお、CIBの営業収益は、ソブリン危機に見舞われた2011年度第3四半期からの回復です。

営業費用は65億6400万ユーロとなり、前年同期比7.5%の増加でした。これには主に、前年同期（2011年度第3四半期）におけるCIBの営業費用が例外的に低水準であったことが影響していました。当四半期において、リテール・バンキング²の営業費用は前年同期比0.2%の微増、また資産運用および証券管理においては3.0%の増加でした。

これにより当四半期の営業総利益は20.3%減少し、31億2900万ユーロとなりました。ただし、事業部門全体では11.4%の増加でした。

グループのリスク費用は9億4400万ユーロに上り、融資残高の55ベースポイントとなりましたが、当四半期においても依然として低水準にとどまりました。当四半期のリスク費用は、21億4100万ユーロに上るギリシア支援プログラムの影響を受けた前年同期からは68.6%減少しました。この影響を除くと、当四半期のリスク費用は8.6%の増加でした。

以上から、当四半期の営業利益は21億8500万ユーロとなりました。事業部門合計では、営業利益は28億600万ユーロに上り、前年同期比11.6%の増益となりました。

BNPパリバは、困難な環境にもかかわらず、当四半期において13億2400万ユーロの株主帰属純利益を計上しました。これは、ソブリン危機の影響を受けた2011年度第3四半期の純利益（5億4100万ユーロ）からは大幅増益となりました。なお、特別項目を除外した当四半期の株主帰属純利益は16億ユーロに上り、厳しい経済環境にあっても当グループが確かな利益創出能力を維持していることを証明しています。

2012年度3四半期累計（1-9月）において、営業収益は296億7700万ユーロに上り、前年同期比9.2%の減収となりました。事業部門全体では、自己負債の再評価を含まないため、営業収益は-1.1%と若干の減収でした。なお、自己負債の再評価はコーポレート・センターで計上されてお

¹ 経過措置なしで全ての資本要求指令4（CRD4）規則を考慮し、かつBNPパリバの予想に基づいたエクイティ Tier 1 比率。

² 国内ネットワークのプライベート・バンキングの100%を含み、PEL/CELの影響を除く。

り、当 9 ヶ月間で-13 億 3100 万ユーロの減収要因となったのに対し、前年同期には+8 億ユーロの増収要因でした。

営業費用は 197 億 4800 万ユーロとなり+1.6%と若干増加した結果、営業総利益は 99 億 2900 万ユーロに上り、前年同期比 25.1%の減少となりました。なお、事業部門全体では、減少幅は 5.6%にとどまります。

リスク費用は 27 億 4200 万ユーロとなり、ギリシア支援プログラムに関わる 26 億 7500 万ユーロの影響を受けた前年同期からは 48.1%減少しました。かかる特別要因を除外すると、リスク費用は 5.3%増加しました。また、事業部門全体では前年同期比 2.1%の増加でした。

クレピエールに対するグループの 28.7%持分を 2012 年度第 1 四半期に売却し 17 億 9000 万ユーロの特別利益を計上したことが寄与し、当 9 ヶ月間の株主帰属純利益は 60 億 3900 万ユーロに上り、前年同期比 14.3%の増益となりました。当 9 ヶ月間の年率換算後¹ ROE（株主資本利益率）は、クレピエールの処分に関わる特別利益を除外すると、8.5%となりました。また、1 株当たり純資産額²は 60.50 ユーロとなり、2008 年 12 月末からの年平均成長率は 6.8%となります。これはグループの株主価値創造力を証明するものです。

*
* *

リテール・バンキング事業

国内市場部門

国内市場部門における活発な販売およびマーケティング努力は、当四半期も各ネットワークにおいて預金残高が伸び続けたことに表れています。2012 年度第 3 四半期末現在、国内市場部門の預金残高は 2790 億ユーロに上り、前年同期末比 5.3%増加しました。このような好調な営業活動はまた、様々な国内市場に共通の商品ラインの開発にも反映されています。とりわけ、当四半期において、4 つの国内ネットワーク全ての個人顧客向けに「プライオリティ」商品が発売されたことに顕著に現われています。「プライオリティ」は、フランスおよびベルギーにおいて、既に 20 万人近くの利用客を獲得しています。低迷する欧州経済にあって貸出需要が減速したことから、融資残高は前年同期末から-0.8%と僅かに減少しました。

営業収益³は、当四半期に 39 億 100 万ユーロとなり、前年同期比 -0.5%⁴の微減でした。これには金利の継続的な低下と取引高の減少が一部影響していました。営業費用³は前年同期比-1.6%⁴と若干の減少でした。これは確かなコスト管理を反映するものであり、2012 年度 9 ヶ月間累計で 4 つの国内市場のそれぞれにおいて正のジョーズ効果を生み出しました。

リスク費用が抑制されたことから、プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を、国内市場部門から資産運用および証券管理事業へ配分した後、税引前利益⁵は 10 億ユーロに上り、前年同期比で +0.3%⁴の増益を果たしました。確かなコストおよびリスク管理が奏功し、国内市場部門は高い業績水準を達成しました。

¹ 自己負債の再評価は特別項目であるため年率換算前の数値。

² 再評価を含まない。

³ フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

⁴ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

⁵ PEL/CEL の影響を除く。

フランス国内リテール・バンキング (FRB)

フランス国内リテール・バンキング (FRB) 部門における販売およびマーケティング努力は、当四半期末の預金残高が前年同期末比 **6.2%**増加したことに反映されています。なかでも普通預金の伸び率 (**+9.8%**) が顕著でした。貸出需要の減速を受けて、融資残高は前年同期末比で僅かに減少 (**-0.2%**) しました。それでも、零細企業 (VSE) および中小企業 (SME) に対するサポートを継続し、また、スモール・ビジネス・センターの運営が順調に進んだことから、当該顧客セグメントに対する融資残高が増加 (**+ 2.4%**¹) しました。営業努力はまた、モバイル・インターネット利用者の増加にも反映されました。月間利用者数が **594,000** 人を超え、当四半期の利用者数は前年同期比 **58%**増加しました。

当四半期の営業収益²は **17 億 1200 万ユーロ**となり、前年同期比 **2.1%**の減収でした。金利の継続的な低下に加え、貸出需要が減速したことから、純利息収入が **3.4%**減少しました。全般的に、手数料収入はほぼ横ばいでした (**-0.1%**)。

業務効率の継続的な向上が奏功し、営業費用²は前年同期比 **1.7%**減少しました。その結果、営業総利益²は **5 億 6400 万ユーロ**となり、前年同期比 **2.8%**減少しました。

リスク費用²は **6600 万ユーロ**となり、融資残高の **17** ベーシスポイントに相当し、依然として低水準にとどまりました。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** を資産運用および証券管理事業へ配分した後、当四半期の FRB の税引前利益³は **4 億 7000 万ユーロ**に上り、前年同期比 **2.9%**の減益となりました。これは、貸出需要の減速にもかかわらず、高収益体質が維持されたことを証明しています。

2012 年度 3 四半期累計 (1-9 月)において、営業収益²は前年同期比 **-0.8%**の微減でした。純利息収入は **0.7%**増加したものの、金融市場の低迷を受けて手数料収入の **3.1%**の減少がこれを打消してしまいました。営業費用²が **1.4%**減少したことにより、営業総利益²がほぼ横ばい (**+0.1%**増)となり、結果、営業収益対コスト比率²は **0.4** ポイント改善し **63%**となりました。リスク費用²がある程度抑えられたおかげで、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** を資産運用および証券管理事業へ配分した後、FRB の税引前利益³は **16 億 3300 万ユーロ**となり、前年同期比で横ばいでした。

BNL バンカ・コメルシアレ (BNL bc)

厳しい環境にもかかわらず、BNL バンカ・コメルシアレ (BNL bc) の商業銀行業務において預金残高は、法人顧客、地方行政機関および公共団体が牽引し、当四半期において前年同期比 **3.5%**増加しました。融資残高は、貸出需要が低迷する業界のトレンドを反映した減少となりました。一方、キャッシュマネジメント業務は、法人顧客とのリレーション強化を反映し、取引高が増加しました (2011 年度 1-9 月累計期間との比較で **5.0%**の増加)。

当四半期の営業収益⁴は、**8 億 1000 万ユーロ**に上り、前年同期比 **1.8%**の増収でした。純利息収入が増加基調を維持し、とりわけ小規模事業者および法人向け融資に関わるマージンが底堅く推移

¹ 出展：フランス銀行 (独立系 VSE および SME)。

² PEL/CEL の影響を除き、フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

³ PEL/CEL の影響を除く。

⁴ イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

したことが貢献しました。保険およびキャッシュマネジメント業務は好調であったものの、新規融資の低迷により、手数料収入が減少しました。

コスト最適化への取組みが奏功し、営業費用¹は前年同期比 1.6%の減少により 4 億 3700 万ユーロへと低下しました。これにより当四半期の営業総利益¹は 3 億 7300 万ユーロに上り、前年同期比 6.0%の増加を果たしました。

リスク費用¹は、当四半期末の融資残高に対して 110 ベーシスポイントとなり、前年同期から 3100 万ユーロ増加しましたが、前四半期比では横ばいでした。イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を資産運用および証券管理事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は厳しい環境でも底堅く推移し、前年同期比 6.6%減少の 1 億 4100 万ユーロとなりました。

2012 年度 3 四半期累計 (1-9 月)において、営業収益¹は前年同期比 2.0%の増収となりました。これには純利息収入の 5.7%増加が牽引役となり、とりわけ小規模事業者および法人向け融資が貢献しました。一方、手数料収入は、新規融資が低迷したため、5.1%減少しました。営業費用¹は前年同期比 1.3%減少したことから、3.3 ポイントの正のジョーズ効果を生み出し、さらには営業収益対コスト比率¹を 54.2%へと改善させました。リスク費用¹が前年同期比で 14.5%増加したことを受けて、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を資産運用および証券管理事業へ配分した後、BNL bc の税引前利益は 4 億 2300 万ユーロとなり、前年同期比 5.4%の減益となりました。これは、困難な環境にもかかわらず BNL bc の業績の底堅さを物語っています。

ベルギー国内リテール・バンキング (BRB)

ベルギー国内リテール・バンキング (BRB) 部門は、厳しい環境にあつて当四半期も好業績を上げました。預金残高は、当座預金および普通預金の伸びに支えられ、3.5%の増加を果たしました。融資残高は、個人顧客への貸出が伸びたことから (+5.1%)、前年同期末比で 2.8%²増加しました。活発な販売およびマーケティング努力はまた、iPhone や iPad 向けアプリケーションであるイージー・バンキング (Easy Banking) の導入の成功にも表れています。

当四半期の営業収益³は 8 億 3300 万ユーロに上り、前年同期比 2.0%²の増収でした。これには、取引高の拡大に伴い純利息収入が増加したことが貢献しました。手数料収入は横ばいでした。

営業費用³は 6 億 300 万ユーロとなり、前年同期比で 0.2%²減少したことから、営業総利益³は 2 億 3000 万ユーロに上り、前年同期比 8.4%²の増加となりました。

リスク費用³は、融資残高の 13 ベーシスポイントと、当四半期はとりわけ低い水準でしたが、これには貸倒引当金の戻入が影響していました。リスク費用は、2011 年度第 3 四半期との比較では安定推移し、また前四半期との比較では 1300 万ユーロ減少しました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を資産運用および証券管理事業へ配分した後、BRB の税引前利益は前年同期比 5.4%²の増益を果たし、1 億 9200 万ユーロに上りました。

2012 年度 3 四半期累計 (1-9 月)において、営業収益³は前年同期比 2.9%²増加しました。これには取引高の増加による純利息収入の増加が寄与し、一方、手数料収入は安定推移しました。営業費用³は、業務効率向上への取組みが奏功し、前年同期比 +0.1%²の微増に抑えられたため、2.7 ポイントの正のジョーズ効果を生み出し、その結果、営業収益対コスト比率³が 72.0%へと改善しました。これにより営業総利益³は前年同期比 10.9%²増加しました。

¹ イタリア国内プライベートバンキングの 100%を含む。

² 連結範囲変更による影響を除く。

³ ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

リスク費用¹が 5.0%上昇したものの、その上昇幅は穏やかな水準にとどまりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を資産運用および証券管理事業へ配分した後、BRB の税引前利益は 5 億 6700 万ユーロに上り、前年同期比+15.7%の増益を果たしました。

ルクセンブルク国内リテール・バンキング：当四半期末において融資残高は、主に住宅ローンの高い伸びが貢献し、前年同期末比で若干増加（+1.8%）しました。預金残高も高い伸びを示し（+12.1%）ましたが、法人顧客セグメントからの旺盛な資金流入がこれを牽引しました。生命保険商品の需要増に押され、オフバランスの貯蓄商品が急増しました。当四半期の営業収益は取引高の増加に伴い拡大し、また、営業費用の管理も行き届いたため、営業収益対コスト比率の改善に貢献しました。

個人投資家部門：当四半期末の運用資産残高は、資金の純流入と運用パフォーマンスとが相まって、前年同期末から大幅に増加（+14.1%）しました。また、預金残高も順調に増加し（+11.3%）、当四半期末において 94 億ユーロに上りました。それでも営業収益は、不透明な市場環境を受けて顧客が様子見姿勢を維持したことから仲介業務が低迷したため、当四半期は減収となりました。

アルバル：当四半期においてリース・フリートが前年同期末比 1.4%伸び、リース車両は 690,400 台に上りました。アルバルの営業収益は当四半期において、2011 年 12 月に実施した英国の燃料カード事業売却の反動で減収となりましたが、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと、前年同期比で若干の増収でした。これにはマージンが底堅く推移したことが貢献しました。

リーシング・ソリューション：当四半期末においてリース資産残高は、前年同期末比で 10.0%減少しましたが、これは事業適応計画に沿ったものです。ただし、取引の収益性を重視する選択的な方針のおかげで、残高減少がリーシング・ソリューション部門の営業収益に及ぼした影響は限定的でした。

全体では、ルクセンブルク国内リテール・バンキング部門のリスク費用が低下したことも寄与し、ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの純利益の 3 分の 1 を資産運用および証券管理事業へ配分した後、これら 4 つのビジネスユニットは、国内市場部門の税引前利益に対して 1 億 9700 万ユーロ（前年同期比 +9.3%²）の貢献を果たしました。

2012 年度 3 四半期累計（1-9 月）において、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を資産運用および証券管理事業へ配分した後、これら 4 つのビジネスユニットは、国内市場部門の税引前利益に対して合計 6 億 2200 万ユーロ（前年同期比 -4.7%²）の貢献を果たしました。

*
* *

¹ ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国部門は、当四半期も活発な販売およびマーケティング活動を継続しました。預金残高が前年同期末比 **13.8%¹** 増加し、ほとんど全ての国で伸びましたが、なかでもトルコでの **+35.3%¹** 増が突出していました。融資残高は当四半期末において **0.3%¹** 増加し、特にトルコが好調であった (**+11.8%¹**) のに対し、ウクライナでは引き続き減少しました (**-30.4%¹**)。

当四半期の営業収益は **4 億 5400 万ユーロ** に上り、前年同期比 **7.7%¹** の増加を果たしました。ウクライナでは融資残高の減少を受けて営業収益が低下したにもかかわらず、とりわけトルコでの大幅増収 (**+47.6%¹**) が収益を牽引しました。ウクライナを除くと、営業収益は前年同期比 **18.1%¹** の増収を果たしました。

営業費用は、ポーランドにおける事業適応計画の効果が寄与したこともあり、前年同期比で **1.6%¹** 減少しました。トルコでは、**2011 年度** に実施した支店網の合理化が奏功したことから、TEB (トルコ・エコノミ・バンクシ) の営業収益対コスト比率は大幅に改善し、前年同期から **28 ポイント** 低下し、**62.0%** となりました。

当四半期のリスク費用は **6600 万ユーロ** に上り、融資残高の **104 ベーシスポイント** となり、前年同期からは若干上昇しました。以上から、欧州・地中海沿岸諸国は、当四半期に **8100 万ユーロ** の税引前利益を計上し、前年同期比 **35.5%¹** 増の快挙を遂げました。

2012 年度 3 四半期累計 (1-9 月) において、営業収益は、トルコおよび地中海沿岸諸国の好業績により、前年同期比 **5.7%¹** の増収を果たしました。営業費用は、地中海地域での支店網強化が特に影響し **2.2%¹** 増加したため、営業収益対コスト比率は **74.1%** となりました。当 **9 ヶ月間** におけるリスク費用が前年同期比で横ばいであったことから、税引前利益は **1 億 8900 万ユーロ** に上り、前年同期比 **+45.6%¹** 増の大躍進を果たしました。

バンクウエスト

バンクウエストは、他地域に比べ良好な環境にあって、活発な販売およびマーケティング活動の恩恵を受けました。当四半期末の預金残高は、当座預金および普通預金の高い伸びが牽引し、前年同期末から **7.1%¹** 増加しました。融資残高は、法人向け融資が好調を維持 (**+14.8%¹**) したことに加え、中小企業 (SME) セグメントへの事業投資が功を奏し、前年同期比 **4.2%¹** 増加しました。活発な販売およびマーケティング活動はまた、**6 店目** のプライベート・バンキング支店の開設が象徴するように、プライベート・バンキング業務の継続的な拡大に反映されています。

しかしながら当四半期の営業収益は、手数料に関する規制変更が悪影響を及ぼし、前年同期比 **1.0%¹** の減収となりました。規制変更の影響を除くと、営業収益は **1.0%¹** の増収でした。取引高の増加によるプラス効果が、金利低下の影響でほぼ相殺された形になりました。

営業費用は前年同期比 **5.9%¹** 増加しました。これは、プライベート・バンキング業務の強化に加え、法人および小規模事業者を対象とした営業体制の拡充に要する費用のためです。

リスク費用は当四半期も低下傾向をたどり、融資残高の **32 ベーシスポイント** へと改善し、**2011 年度第 3 四半期** からは **2900 万ユーロ** 減少しました。

以上から、バンクウエストは当四半期において、前年同期比 **6.0%¹** 増となる **2 億 4100 万ユーロ** の税引前利益を計上し、力強い利益創出能力を証明しました。

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

2012 年度 3 四半期累計 (1-9 月)において、営業収益は手数料に関する規制変更の影響を受け、**-0.9%¹**と微減でした。規制変更の影響を除くと、営業収益は前年同期比 **1.0%¹**の増収でした。営業費用は、プライベート・バンキング業務の強化に加え、法人および小規模事業者を対象とした営業体制の拡充に要する費用がかさみ、前年同期比 **4.0%¹**増加しました。その結果、営業収益対コスト比率は **2.4**ポイント上昇し **57.0%**となりました。リスク費用が大幅に減少 (**-49.1%¹**)したことから、税引前利益は前年同期比 **8.6%¹**増加し、**6 億 7900 万ユーロ**に上りました。これによりバンクウエストは、グループの業績に重要な貢献を果たし、またその貢献が高まりつつあります。

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンス部門は、ロシア貯蓄銀行（通称「ズベルバンク」）との戦略的な提携合意を実施するとともに、フランスでハイパーマーケットチェーンを展開するコーラ（Cora）との取引契約を締結することにより、引き続きパートナーシップの構築を進めました。消費者ローン残高は、ドイツおよびベルギーでの順調な伸びに支えられ、前年同期末比 **0.4%**増加しました。住宅ローンに関しては、バーゼル 3 準拠に向けた事業適応計画の実施が、ローン残高の減少（前年同期末比 **-2.8%**）に反映された形となりました。これらの影響が重なり、また新規制がマージンに及ぼした影響から、当四半期の営業収益は前年同期比で **0.8%**減少し、**12 億 4000 万ユーロ**となりました。

当四半期の営業費用は、前年同期比 **1.0%**増加し、**5 億 8600 万ユーロ**となりました。なお、事業適応計画に関わる当四半期の費用（**3600 万ユーロ**）を除外すると、営業費用は前年同期比で **5.2%**減少しました。

リスク管理が奏功し、当四半期のリスク費用は **3 億 6400 万ユーロ**となり、消費者ローン残高に対して **162** ベーシスポイントとなりましたが、これは前年同期からは **2600 万ユーロ**の減少でした。また、当四半期のリスク費用は、前四半期から安定推移しました。

以上から、パーソナル・ファイナンス部門の税引前利益は **3 億 3500 万ユーロ**に上り、前年同期比 **8.1%**の増益を果たしました。

2012 年度 3 四半期累計 (1-9 月)において、営業収益は、とりわけフランスでの新規制の導入に加え、事業適応計画の一環として実施した住宅ローンの圧縮が響いたため、前年同期比 **4.0%**の減収となりました。営業費用は、事業適応計画に関わる費用（**8300 万ユーロ**）のあおりを受けて **2.0%**増加した結果、営業収益対コスト比率は **49.0%**となりました。事業適応計画に関わる費用を除外すると、営業費用は **2.6%**減少しました。当 9 ヶ月間のリスク費用が前年同期比で **13.2%**減少したことが主に影響し、税引前利益は **9 億 2700 万ユーロ**となり、前年同期からほぼ横ばい（**-0.4%**）となりました。以上から、厳しい環境にありながら、パーソナル・ファイナンス部門は、その利益創出能力を維持しました。

*
* *

¹ 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

資産運用および証券管理事業

資産運用および証券管理事業部門の運用資産残高は¹、当四半期末に 8860 億ユーロに上り（2011 年 12 月末現在は 8420 億ユーロ）、2011 年 12 月末比 5.2%の増加、また、2011 年 9 月末比 4.1%の増加でした。これには主として良好な運用効果（株式相場の好調）が寄与していました。2012 年度 9 ヶ月累計期間において、純資金流入額は 9 億ユーロにとどまりましたが、これには、ある顧客（運用会社）が第 3 四半期に、販売契約を社内化したことが深刻な影響を及ぼしました。この影響を除くと、2012 年度 9 ヶ月累計期間の純資金流入額は、122 億ユーロに上りました。

資金流入は、2012 年度 9 ヶ月累計期間において、資産運用部門を除き、当事業の各業務部門において純増を記録しました。富裕層向け資産運用部門においては、とりわけ国内市場およびアジア地域での資金流入が順調でした。保険部門では特にアジア（台湾および韓国）が健闘し、さらに、個人投資家部門では特にドイツからの資金流入が貢献しました。資産運用部門では、マネーマーケット商品および債券ファンドへの資金流入が好調であったものの、その他のアセットクラスからの資金流出がこれを打ち消す格好となりました。

2012 年 9 月末現在における資産運用および証券管理事業の運用資産残高¹の内訳は、以下のとおりです。資産運用部門：4080 億ユーロ、富裕層向け資産運用部門：2650 億ユーロ、保険部門：1650 億ユーロ、個人投資家部門：350 億ユーロ、不動産管理部門：130 億ユーロ。

2012 年度第 3 四半期において、資産運用および証券管理事業の営業収益は 15 億 1600 万ユーロに上り、前年同期比 3.7%増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門の営業収益は、資産運用部門での預かり資産残高の減少を受けて、前年同期比 4.5%の減収となりました。保険部門の営業収益は、フランス国外での保障保険および貯蓄商品の伸びが好調であったことから、前年同期比 +17.6%の急増を遂げました（連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと+10.5%）。証券管理部門の営業収益は、カスタディ資産および管理資産の増加が牽引し、前年同期比 3.7%の増収となりました。

資産運用および証券管理事業の営業費用は当四半期に 10 億 7400 万ユーロとなり、前年同期比では 3.0%増加したものの、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと 0.6%減少しました。資産運用部門の営業費用は、事業適応計画の実施により、前年同期から 8.9%²減少しました。保険部門および証券管理部門では事業投資が押し進められ、とりわけアジアが重要な地位を占めました。

当四半期の営業総利益は 4 億 4200 万ユーロに上り、前年同期比 5.5%増加しました。

国内プライベート・バンキングの税引前利益の 3 分の 1 を資産運用および証券管理事業へ配分した後、当事業部門の税引前利益は 5 億 100 万ユーロに上り、前年同期から+20.4%³の大幅増益となりました。これは、事業部門全体の好業績に加え、保険部門および証券管理部門の持続的な発展を反映したものです。

2012 年度 3 四半期累計（1-9 月）において、資産運用および証券管理事業の営業収益は、前年同期比 1.9%増加しました。富裕層向けおよび資産運用部門では、資産運用部門での預かり資産の減少に起因して営業収益が前年同期比 6.0%減少したものの、保険部門の営業収益 13.3%増（連結範囲変更および為替レート変動による影響を除くと 5.8%増）および証券管理部門の営業収益 5.1%増により相殺されました。当 9 ヶ月間において営業費用は、前年同期から+2.0%と、若干の増加でした。これには主に保険部門および証券管理部門での事業開発関連の投資が負担となりました

¹ 外部顧客のためのアドバイザー契約資産、分配金、および個人投資家部門を含む。

² 連結範囲変更および為替レート変動による影響を除く。

³ 2011 年度第 3 四半期に保険部門で設定された、ギリシア国債に関わる貸倒引当金の影響を除く。

が、その一方で、富裕層向けおよび資産運用部門では、新たな環境へのコスト調整から営業費用が 3.3%減少しました。これにより営業収益対コスト比率は、前年同期から安定推移し、69.2%となりました。以上から、当 9 ヶ月間の税引前利益は 15 億 1500 万ユーロに上り、前年同期から 14.9%の増益を果たしました。

*
* *

コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業

コーポレートバンキング・投資銀行 (CIB) 事業は、2012 年第 3 四半期中の市場の回復を受けて良好な業績を収めました。当事業部門は、リスク加重資産を 2011 年 6 月末現在の水準から 450 億ユーロ圧縮するという目標を、予定より 3 ヶ月前倒しで達成しました。資産圧縮計画の開始以来、資産の処分に要した費用は、純額ベースで合計約 2 億 5000 万ユーロ¹に上りますが、予想をはるかに下回る金額となりました。

2012 年度第 3 四半期における CIB の営業収益は 23 億 8100 万ユーロに上り、ソブリン危機に見舞われた前年同期からは+33.2%の大幅増収となりました。

アドバイザリーおよびキャピタル・マーケット業務の営業収益は、ソブリン危機の影響を受けた前年同期から 41.5%² 増の大幅回復を遂げ、当四半期は 15 億 7600 万ユーロに上りました。市場の回復を受けて、当部門の業務は活況を呈しました。それでも、平均 VaR (バリュー・アット・リスク) が低水準 (4000 万ユーロ) で推移したことが示すように、依然として不透明な市場環境において、当部門は慎重姿勢を保ちました。

フィクスト・インカム業務の営業収益は、業務の急回復を受けて、当四半期に 11 億 3200 万ユーロとなり、前年同期比 38.0%² の大幅増となりました。フィクスト・インカム部門は当四半期においても、債券業務でのリーダー的地位を確認しました。ユーロ建て債券発行において第 1 位を獲得し、また、全国際債券において第 7 位を確保しました。その他にも、当部門は、クレジットおよび金利業務で好業績を上げ、また為替業務は安定推移しました。

株式およびアドバイザリー業務の営業収益は、当四半期に 4 億 4400 万ユーロに上り、前年同期から 51.0%増の飛躍を遂げました。ただし、前年同期はソブリン危機に見舞われたことから、比較のベースが特に低いことも事実です。夏期をとおして取引高は低迷しました。発行市場において、当部門はエクイティ・リンク債で好業績を収めました。9 月には 7 つの発行案件で主幹事を務めた結果、2012 年 1-9 月累計期間に、欧州における当該業務で第 2 位を獲得しました。

コーポレートバンキング業務は、当四半期も新たな規制環境への対応に取り組みました。営業収益は前年同期比 22.2%減少し、8 億 500 万ユーロとなりました。融資債権の売却による影響 (6500 万ユーロのマイナス要因) を除くと、減少幅はレバレッジ削減に見合う-16.3%へと縮小します。

ファイナンス分野においては、当四半期もビジネスモデルの適応化を継続しました。すなわち、「オリジネート・ト・ディストリビュート (Originate to Distribute)」アプローチに基づき、アセットファイナス業務をはじめとする広範な販売能力を有する複数の業務部門を通して、組成した商品を販売しました。コーポレートバンキング業務は、オリジネーションにおいて確固たる地位を維持しました。2012 年 1-9 月の期間において、同部門は、欧州におけるシンジケートローン

¹ うち 3500 万ユーロは、2012 年 9 月末現在、契約締結済みであるが未履行の取引。

² 2011 年度第 3 四半期に実施したソブリン債売却からの損失を除く。

の、件数ベースではブックランナー第 1 位、取引高ベースではブックランナー第 2 位を獲得しました。

2012 年 9 月末において当部門の預金基盤は、2012 年 6 月末から 9.4%増加し、560 億ユーロへと拡大しました。これには複数の大型マンドートを獲得して発展を続けたキャッシュマネジメント業務が一部貢献しており、また、法人預金サービスの導入も寄与しました。

CIB の当四半期の営業費用は 14 億 6700 万ユーロに上り、前年同期比で 31.0%増加しました。この増加幅は、比較のベースとなる前年同期が、市場危機に起因して例外的に低い水準であったことに加え、為替の影響を受けたことを考慮すると、重要な変動ではありません。CIB の従業員数は当四半期に、前年同期比 7%減少しました。これにより、事業適応計画の下で予定された CIB のスタッフ調整目標の 90%を、2012 年 9 月末までに達成したことになります。

CIB のリスク費用は当四半期に 1 億 9000 万ユーロとなりました。これは比較的穏やかな水準であったものの、貸倒引当金戻入益により特に低かった、前年同期および前四半期からは上昇しました。

以上から、当四半期において、CIB の税引前利益は 7 億 3200 万ユーロとなり、前年同期から 7.3%の増益を果たしました。

2012 年度 3 四半期累計 (1-9 月) において、CIB の営業収益は前年同期比 5.8%減少し、77 億 3200 万ユーロとなりました。2011 年度第 3 四半期に実施したソブリン債の売却、および事業適応計画に基づく融資債権の売却による影響を除くと、減収幅は 9.1%へと拡大します。アドバイザーおよびキャピタル・マーケット業務からの営業収益は、前年同期比 4.3%減少しました (2011 年度第 3 四半期のソブリン債売却の影響を除く)。また、コーポレートバンキング業務の営業収益は、バーゼル 3 基準適応計画の実施による残高圧縮に伴い、前年同期比 16.7%減少しました (事業適応計画に基づく融資債権売却の影響を除く)。営業費用は当 9 ヶ月間において、前年同期比 4.4%増加しました。ただし、連結範囲変更および為替レート変動による影響を除き、かつ事業適応計画に関わる費用 (1 億 3200 万ユーロ) を除くと、営業費用は前年同期比 2.3%減少しました。CIB の営業収益対コスト比率は依然として業界最良水準にあり、当 9 ヶ月間は 61.5%となりました (事業適応計画費用および融資債権売却の影響を除くと 59.3%)。リスク費用は当 9 ヶ月間に 2 億 8700 万ユーロとなり、穏やかな水準でしたが、貸倒引当金戻入益のあった前年同期のリスク費用が特に低かったため (300 万ユーロ)、前年同期から増加しました。当 9 ヶ月間の税引前利益は 27 億 2000 万ユーロとなり、前年同期から 27.1%減少しました。

*
* *

コーポレート・センター

コーポレート・センターは、2012 年度第 3 四半期において営業収益 -3 億 7900 万ユーロを計上しました。これに対し、前年同期の営業収益は+7 億 3800 万ユーロでした。当四半期の営業収益には、以下の要因が反映されています。すなわち、自己負債の再評価に関わる修正額が -7 億 7400 万ユーロ (対して前年同期は+7 億 8600 万ユーロ) ; 繰上げ償還に起因してフォルティスの銀行勘定に生じた公正価値修正額を一括償却したことによる影響が+4 億 2700 万ユーロ (前年同期は僅少) ; カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値修正額の規制的償却額の合計が+1 億 5200 万ユーロ (対して前年同期は+1 億 5400 万ユーロ) : LTRO (長期資金供給オペ) に関わる費用および当四半期の中央銀行預け金の負担です。

当四半期の営業費用は 3 億 400 万ユーロとなりましたが、これに対し前年同期は 2 億 3500 万ユーロでした。当四半期の営業費用には、2012 年度の 1-9 月に関して計上された 9100 万ユーロに

上るフランスの追加的なシステミックリスク税が含まれ、また事業再編費用 6600 万ユーロが含まれています（前年同期の事業再編費用は 1 億 1800 万ユーロ）。

当四半期のリスク費用は純額ベースでの貸倒引当金戻入益（+6200 万ユーロ）の恩恵を受けました。これに対し、前年同期のリスク費用には、ギリシア国債に関わる追加的な減損額が含まれていました（-20 億 9400 万ユーロ）。

以上から、当四半期の税引前利益は-6 億 4100 万ユーロの損失となり、これに対し前年同期は-15 億 6000 万ユーロの損失でした。

2012 年度 3 四半期累計（1-9 月）において、コーポレート・センターの営業収益は -10 億 5700 万ユーロとなったのに対し、前年同期の営業収益は 16 億 1500 万ユーロでした。当 9 ヶ月間の営業収益には、以下が含まれています。すなわち、自己負債の再評価に関わる修正額が -13 億 3100 万ユーロ（前年同期は+8 億ユーロ）；繰上げ償還に起因してフォルティスの銀行勘定に生じた公正価値修正額の一括償却が+4 億 2700 万ユーロ（前年同期は僅少）；カーディフ・ヴィタおよびフォルティスの銀行勘定に関わる公正価値修正額の規則的償却額の合計が+4 億 7700 万ユーロ（前年同期は+4 億 9900 万ユーロ）；ソブリン債売却による損失が -2 億 3200 万ユーロ（前年同期は僅少）；2012 年度第 1 四半期に実施した劣後ハイブリッド・エクイティ・リンク債（CASHES）の転換、および LTRO 関連の費用、ならびに中央銀行預け金に関わる負担の合計額が -6800 万ユーロに上ります。コーポレート・センターの 2011 年度 1-9 月の営業収益にはまた、BNP パリバ・プリンシパル・インベストメンツからの営業収益+3 億 7800 万ユーロが含まれていました（今年度 1-9 月は、+5700 万ユーロ）。

当 9 ヶ月間の営業費用は、前年同期の 7 億 5700 万ユーロから、7 億 1900 万ユーロへと低下しました。その主な要因として以下が挙げられます。すなわち、事業再編費用が減少した（前年同期の 3 億 9000 万ユーロから、当 9 ヶ月間は 2 億 3500 万ユーロへと低下）一方で、フランスでの追加的なシステミックリスク税 9100 万ユーロがこれを一部相殺しました。

リスク費用は、当 9 ヶ月間において、貸倒引当金戻入益（+3500 万ユーロ）の恩恵を受けました。対して、前年同期のリスク費用は -25 億 6000 万ユーロに上り、これにはギリシア国債の減損額 26 億 7500 万ユーロが含まれていました。

営業外損益は、当 9 ヶ月間において 17 億 1500 万ユーロの収益となりました（前年同期は 1 億 800 万ユーロの収益）。これは主に、クレピエールに対する 28.7%持分の売却に伴うキャピタルゲイン 17 億 9000 万ユーロによるものです。

当 9 ヶ月間の税引前利益は -2600 万ユーロの損失となり、これに対し前年同期は -15 億 9400 万ユーロの損失でした。

*
* *

流動性および資金調達

グループの流動性の状況は極めて良好でした。

グループのキャッシュ・バランスシート¹は、2012 年 9 月末現在、9980 億ユーロに上りました。株主資本、顧客預金、および中長期資金の合計額は、顧客業務からの資金需要および有形・無形資産の合計額との比較で、710 億ユーロ（うち米ドル建ては 530 億ドル）の安定した余剰資金を生み出しました。かかる超過額は、2012 年 6 月末の水準から 190 億ユーロ増加しました。その結

¹ 銀行業務運営の健全性の観点に基づき、また、デリバティブ、レポ、有価証券貸借、および未払金・未収金を相殺後の純額表示のバランスシート。

果、安定的な資金は、有形および無形資産を含む顧客業務での資金ニーズの110%相当に達しています。

グループの即時利用可能な流動資産は、当四半期末で2390億ユーロに上りましたが、これは短期ホールセール資金の114%に相当します。

グループの2012年度に予定されていた中長期債発行プログラムは、10月中旬に終了しました。グループに有利な起債環境を利用し、発行額を340億ユーロへと引き上げました。調達コストはミッドスワップレートに対して平均109ベースポイントの上乗せとなり、また償還期間の平均は5.6年¹となりました。

*
* *

自己資本比率

グループのエクイティ Tier 1 の金額は、2012年9月末現在、646億ユーロに上り、2012年6月末の水準から14億ユーロ増加しました。この増加は、主に内部成長によるものです。

当四半期末においてリスク加重資産²は5億6500万ユーロとなり、2012年6月末からは130億ユーロ減少しました。これには主に、CIB部門における事業適応計画に沿った資産圧縮が影響しています。

以上から、2012年9月末現在、バーゼル2.5基準に基づくエクイティ Tier 1 比率は11.4%となり、2012年6月末の水準から50ベースポイント上昇しました。かかるエクイティ Tier 1 比率は、2011年末から施行された欧州における資本要求指令3 (CRD3) の規則に準拠しています。

バーゼル3基準に基づくエクイティ Tier 1 比率は、経過措置なしでCRD4³規則を全て考慮した場合でも（バーゼル3の全面適用）、2012年6月末から60ベースポイント上昇していました。これには主に以下の要因が影響しています。すなわち、当四半期の業績による影響、およびリスク加重資産の圧縮による効果（+30ベースポイント）、ならびに売却可能金融資産の再評価による影響（+30ベースポイント）です。これらは、新たな規制環境におけるグループの極めて強固な資本金質を証明しています。現に、グループのエクイティ Tier 1 比率は、2012年9月末現在で9.5%に達しており、目標水準の9%を上回っていました。

*
* *

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は、次のように述べています。

「多角化されバランスのとれたビジネスモデルのおかげで、BNPパリバ・グループは、当四半期において、厳しい経済環境にもかかわらずその粘り強さを確認しました。

事業適応計画は、全従業員の揺るぎない決意に支えられ、成功裡にしかも予定より早く完了しました。バーゼル3基準を全面適用したグループのエクイティ Tier 1 比率は、2012年9月末現在で9.5%に達しました。これによりBNPパリバは、新規則に基づき、世界の主要な銀行の中で最も自己資本の充実した銀行の一つとなり、グループの安定した調達資金は、顧客業務の資金ニーズを大幅に上回っています。

BNPパリバは、欧州をはじめ世界中のお客様にサービスを提供することに全力を尽くします。」

¹ 2011年11月から2012年10月中旬までの起債。

² バーゼル2.5。

³ CRD4の拘束力が発生するのは2019年1月1日。CRD4の内容はBNPパリバの予想に基づく。CRD4については現在も欧州議会で審議中であるため、その指令内容は解釈に依存するところがあり、また、今後修正される可能性もある。

連結損益計算書

	3Q12	3Q11	3Q12 / 3Q11	2Q12	3Q12/ 2Q12	9M12	9M11	9M12 / 9M11
(単位：百万ユーロ)								
営業収益	9,693	10,032	-3.4%	10,098	-4.0%	29,677	32,698	-9.2%
営業費用および減価償却費	-6,564	-6,108	+7.5%	-6,337	+3.6%	-19,748	-19,438	+1.6%
営業総利益	3,129	3,924	-20.3%	3,761	-16.8%	9,929	13,260	-25.1%
リスク費用	-944	-3,010	-68.6%	-853	+10.7%	-2,742	-5,279	-48.1%
営業利益	2,185	914	n.s.	2,908	-24.9%	7,187	7,981	-9.9%
関連会社損益	88	-20	n.s.	119	-26.1%	361	117	n.s.
その他営業外項目	31	54	-42.6%	-42	n.s.	1,679	227	n.s.
営業外項目	119	34	n.s.	77	+54.5%	2,040	344	n.s.
税引前利益	2,304	948	n.s.	2,985	-22.8%	9,227	8,325	+10.8%
法人税	-736	-240	n.s.	-914	-19.5%	-2,577	-2,371	+8.7%
少数株主帰属純利益	-244	-167	+46.1%	-223	+9.4%	-611	-669	-8.7%
株主帰属純利益	1,324	541	n.s.	1,848	-28.4%	6,039	5,285	+14.3%
営業収益対コスト比率	67.7%	60.9%	+6.8 pt	62.8%	+4.9 pt	66.5%	59.4%	+7.1 pt

BNP パリバの 2012 年度第 3 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリース、およびこれに添付したプレゼンテーション資料に含まれています。

法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results (業績)」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers) の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2012 年度第 3 四半期 - コア事業部門別業績

	リテール・ バンキング事業	資産運用 および証券 管理事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行事業	事業部門合計	その他業務	グループ合計	
(単位：百万ユーロ)							
営業収益	6,175	1,516	2,381	10,072	-379	9,693	
	対前年同期比	+2.2%	+3.7%	+33.2%	+8.4%	n.s.	-3.4%
	対前四半期比	+1.3%	-3.2%	+6.8%	+1.8%	n.s.	-4.0%
営業費用および減価償却費	-3,719	-1,074	-1,467	-6,260	-304	-6,564	
	対前年同期比	+0.2%	+3.0%	+31.0%	+6.6%	+29.4%	+7.5%
	対前四半期比	+1.1%	+0.6%	+5.0%	+1.9%	+57.5%	+3.6%
営業総利益	2,456	442	914	3,812	-683	3,129	
	対前年同期比	+5.2%	+5.5%	+37.0%	+11.4%	n.s.	-20.3%
	対前四半期比	+1.6%	-11.2%	+9.7%	+1.7%	n.s.	-16.8%
リスク費用	-820	4	-190	-1,006	62	-944	
	対前年同期比	-2.8%	n.s.	n.s.	+10.9%	n.s.	-68.6%
	対前四半期比	-1.6%	n.s.	n.s.	+17.7%	n.s.	+10.7%
営業利益	1,636	446	724	2,806	-621	2,185	
	対前年同期比	+9.7%	+21.9%	+10.2%	+11.6%	-61.2%	n.s.
	対前四半期比	+3.2%	-9.9%	-11.1%	-3.0%	n.s.	-24.9%
関連会社損益	47	41	15	103	-15	88	
その他営業外項目	29	14	-7	36	-5	31	
税引前利益	1,712	501	732	2,945	-641	2,304	
	対前年同期比	+8.8%	+98.0%	+7.3%	+17.4%	-58.9%	n.s.
	対前四半期比	+4.6%	-5.6%	-10.8%	-1.4%	n.s.	-22.8%

	リテール・ バンキング事業	資産運用 および証券 管理事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行事業	事業部門合計	その他業務	グループ合計	
(単位：百万ユーロ)							
営業収益	6,175	1,516	2,381	10,072	-379	9,693	
	前年同期	6,045	1,462	1,787	9,294	738	10,032
	前四半期	6,097	1,566	2,230	9,893	205	10,098
営業費用および減価償却費	-3,719	-1,074	-1,467	-6,260	-304	-6,564	
	前年同期	-3,710	-1,043	-1,120	-5,873	-235	-6,108
	前四半期	-3,679	-1,068	-1,397	-6,144	-193	-6,337
営業総利益	2,456	442	914	3,812	-683	3,129	
	前年同期	2,335	419	667	3,421	503	3,924
	前四半期	2,418	498	833	3,749	12	3,761
リスク費用	-820	4	-190	-1,006	62	-944	
	前年同期	-844	-53	-10	-907	-2,103	-3,010
	前四半期	-833	-3	-19	-855	2	-853
営業利益	1,636	446	724	2,806	-621	2,185	
	前年同期	1,491	366	657	2,514	-1,600	914
	前四半期	1,585	495	814	2,894	14	2,908
関連会社損	47	41	15	103	-15	88	
	前年同期	51	-111	14	-46	26	-20
	前四半期	47	35	6	88	31	119
その他営業外項目	29	14	-7	36	-5	31	
	前年同期	31	-2	11	40	14	54
	前四半期	4	1	1	6	-48	-42
税引前利益	1,712	501	732	2,945	-641	2,304	
	前年同期	1,573	253	682	2,508	-1,560	948
	前四半期	1,636	531	821	2,988	-3	2,985
法人税							-736
少数株主帰属純利益							-244
株主帰属純利益							1,324

2012 年度第 3 四半期累計期間（1 - 9 月）－ コア事業部門別業績

		リテール・ バンキング事業	資産運用 および証券 管理事業	コーポレート バンキング・ 投資銀行事業	事業部門合計	その他業務	グループ合計
<i>(単位：百万ユーロ)</i>							
営業収益		18,399	4,603	7,732	30,734	-1,057	29,677
	対前年同期比	+0.2%	+1.9%	-5.8%	-1.1%	n.s.	-9.2%
営業費用および減価償却費		-11,088	-3,185	-4,756	-19,029	-719	-19,748
	対前年同期比	+0.8%	+2.0%	+4.4%	+1.9%	-5.0%	+1.6%
営業総利益		7,311	1,418	2,976	11,705	-1,776	9,929
	対前年同期比	-0.6%	+1.9%	-18.6%	-5.6%	n.s.	-25.1%
リスク費用		-2,480	-10	-287	-2,777	35	-2,742
	対前年同期比	-6.4%	-85.1%	n.s.	+2.1%	n.s.	-48.1%
営業利益		4,831	1,408	2,689	8,928	-1,741	7,187
	対前年同期比	+2.7%	+6.3%	-26.4%	-7.8%	+2.3%	-9.9%
関連会社損益		149	85	35	269	92	361
その他営業外項目		38	22	-4	56	1,623	1,679
税引前利益		5,018	1,515	2,720	9,253	-26	9,227
	対前年同期比	+3.0%	+14.9%	-27.1%	-6.7%	-98.4%	+10.8%
法人税							-2,577
少数株主帰属純利益							-611
株主帰属純利益							6,039
年率換算後 ROE（株主資本純利益率）							

四半期決算

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
グループ事業							
営業収益	9,693	10,098	9,886	9,686	10,032	10,981	11,685
営業費用および減価償却費	-6,564	-6,337	-6,847	-6,678	-6,108	-6,602	-6,728
営業総利益	3,129	3,761	3,039	3,008	3,924	4,379	4,957
リスク費用	-944	-853	-945	-1,518	-3,010	-1,350	-919
営業利益	2,185	2,908	2,094	1,490	914	3,029	4,038
関連会社損益	88	119	154	-37	-20	42	95
その他営業外項目	31	-42	1,690	-127	54	197	-24
税引前利益	2,304	2,985	3,938	1,326	948	3,268	4,109
法人税	-736	-914	-927	-386	-240	-956	-1,175
少数株主帰属純利益	-244	-223	-144	-175	-167	-184	-318
株主帰属純利益	1,324	1,848	2,867	765	541	2,128	2,616
営業収益対コスト比率	67.7%	62.8%	69.3%	68.9%	60.9%	60.1%	57.6%

(単位: 百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
リテール・バンキング(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む)* PEL/CELの影響を除く							
営業収益	6,225	6,259	6,260	6,132	6,143	6,230	6,301
営業費用および減価償却費	-3,774	-3,735	-3,743	-3,932	-3,766	-3,726	-3,674
営業総利益	2,451	2,524	2,517	2,200	2,377	2,504	2,627
リスク費用	-822	-832	-827	-918	-845	-869	-936
営業利益	1,629	1,692	1,690	1,282	1,532	1,635	1,691
営業外損益	76	51	60	97	83	40	43
税引前利益	1,705	1,743	1,750	1,379	1,615	1,675	1,734
資産運用および証券管理事業帰属利益	-48	-53	-57	-46	-45	-57	-58
リテール・バンキング税引前利益	1,657	1,690	1,693	1,333	1,570	1,618	1,676
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	33.7	33.7	34.0	32.9	32.9	32.7	32.8

(単位: 百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
リテール・バンキング (フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	6,175	6,097	6,127	6,006	6,045	6,122	6,188
営業費用および減価償却費	-3,719	-3,679	-3,690	-3,878	-3,710	-3,669	-3,621
営業総利益	2,456	2,418	2,437	2,128	2,335	2,453	2,567
リスク費用	-820	-833	-827	-916	-844	-869	-936
営業利益	1,636	1,585	1,610	1,212	1,491	1,584	1,631
営業外損益	76	51	60	97	82	40	43
税引前利益	1,712	1,636	1,670	1,309	1,573	1,624	1,674
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	33.7	33.7	34.0	32.9	32.9	32.7	32.8

(単位: 百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
国内市場 (フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの100%を含む) * PEL/CELの影響を除く							
営業収益	3,901	3,961	4,023	3,885	3,932	3,970	4,008
営業費用および減価償却費	-2,507	-2,467	-2,441	-2,642	-2,554	-2,503	-2,461
営業総利益	1,394	1,494	1,582	1,243	1,378	1,467	1,547
リスク費用	-358	-381	-364	-380	-344	-354	-327
営業利益	1,036	1,113	1,218	863	1,034	1,113	1,220
関連会社損益	11	10	11	-4	9	3	12
その他営業外項目	1	0	3	5	2	7	-2
税引前利益	1,048	1,123	1,232	864	1,045	1,123	1,230
資産運用および証券管理事業帰属利益	-48	-53	-57	-46	-45	-57	-58
国内市場税引前利益	1,000	1,070	1,175	818	1,000	1,066	1,172
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	21.2	21.3	21.5	21.0	20.9	20.7	20.6

(単位: 百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
国内市場 (フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	3,851	3,799	3,890	3,759	3,834	3,862	3,895
営業費用および減価償却費	-2,452	-2,411	-2,388	-2,588	-2,498	-2,446	-2,408
営業総利益	1,399	1,388	1,502	1,171	1,336	1,416	1,487
リスク費用	-356	-382	-364	-378	-343	-354	-327
営業利益	1,043	1,006	1,138	793	993	1,062	1,160
関連会社損益	11	10	11	-4	8	3	12
その他営業外項目	1	0	3	5	2	7	-2
税引前利益	1,055	1,016	1,152	794	1,003	1,072	1,170
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	21.2	21.3	21.5	21.0	20.9	20.7	20.6

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
フランス国内リテール・バンキング (フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む) *							
営業収益	1,767	1,716	1,790	1,673	1,751	1,790	1,806
うち受取利息純額	1,063	1,020	1,071	989	1,046	1,054	1,060
うち手数料	704	696	719	684	705	736	746
営業費用および減価償却費	-1,148	-1,098	-1,090	-1,190	-1,168	-1,116	-1,099
営業総利益	619	618	700	483	583	674	707
リスク費用	-66	-85	-84	-85	-69	-81	-80
営業利益	553	533	616	398	514	593	627
営業外損益	1	1	0	1	1	0	1
税引前利益	554	534	616	399	515	593	628
資産運用および証券管理事業帰属利益	-29	-30	-34	-28	-28	-34	-34
フランス国内リテール・バンキング税引前利益	525	504	582	371	487	559	594
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	7.8	7.8	7.9	7.6	7.6	7.4	7.3

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
PEL/CELの影響を除くフランス国内リテール・バンキング (フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む) *							
営業収益	1,712	1,770	1,813	1,697	1,748	1,784	1,808
うち受取利息純額	1,008	1,074	1,094	1,013	1,043	1,048	1,062
うち手数料	704	696	719	684	705	736	746
営業費用および減価償却費	-1,148	-1,098	-1,090	-1,190	-1,168	-1,116	-1,099
営業総利益	564	672	723	507	580	668	709
リスク費用	-66	-85	-84	-85	-69	-81	-80
営業利益	498	587	639	422	511	587	629
営業外損益	1	1	0	1	1	0	1
税引前利益	499	588	639	423	512	587	630
資産運用および証券管理事業帰属利益	-29	-30	-34	-28	-28	-34	-34
フランス国内リテール・バンキング税引前利益	470	558	605	395	484	553	596
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	7.8	7.8	7.9	7.6	7.6	7.4	7.3

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
フランス国内リテール・バンキング (フランス国内プライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	1,709	1,658	1,730	1,618	1,695	1,728	1,745
営業費用および減価償却費	-1,120	-1,069	-1,064	-1,163	-1,139	-1,088	-1,072
営業総利益	589	589	666	455	556	640	673
リスク費用	-65	-86	-84	-85	-69	-81	-80
営業利益	524	503	582	370	487	559	593
営業外損益	1	1	0	1	0	0	1
税引前利益	525	504	582	371	487	559	594
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	7.8	7.8	7.9	7.6	7.6	7.4	7.3

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
BNL バンカ・コメルシアール (イタリア国内プライベート・バンキングの100%を含む) *							
営業収益	810	813	816	811	796	797	798
営業費用および減価償却費	-437	-444	-442	-489	-444	-452	-444
営業総利益	373	369	374	322	352	345	354
リスク費用	-229	-230	-219	-203	-198	-196	-198
営業利益	144	139	155	119	154	149	156
営業外損益	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	144	139	155	119	154	149	156
資産運用および証券管理事業帰属利益	-3	-7	-5	-2	-3	-5	-4
BNL bc 税引前利益	141	132	150	117	151	144	152
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	6.4	6.3	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
BNL バンカ・コメルシアール (イタリア国内プライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	800	801	805	801	787	786	789
営業費用および減価償却費	-430	-439	-436	-483	-438	-446	-439
営業総利益	370	362	369	318	349	340	350
リスク費用	-229	-230	-219	-201	-198	-196	-198
営業利益	141	132	150	117	151	144	152
営業外損益	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	141	132	150	117	151	144	152
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	6.4	6.3	6.4	6.4	6.4	6.3	6.3

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
ベルギー国内リテール・バンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの100%を含む) *							
営業収益	833	837	841	820	809	796	813
営業費用および減価償却費	-603	-612	-594	-612	-599	-601	-590
営業総利益	230	225	247	208	210	195	223
リスク費用	-28	-41	-37	-36	-26	-53	-22
営業利益	202	184	210	172	184	142	201
関連会社損益	4	4	5	1	2	2	2
その他営業外項目	1	2	3	-1	4	2	0
税引前利益	207	190	218	172	190	146	203
資産運用および証券管理事業帰属利益	-15	-16	-17	-15	-13	-17	-19
ベルギー国内リテール・バンキング税引前利益	192	174	201	157	177	129	184
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5	3.4	3.4

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
ベルギー国内リテール・バンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの2/3を含む)							
営業収益	798	801	804	785	775	758	774
営業費用および減価償却費	-584	-592	-574	-592	-579	-580	-570
営業総利益	214	209	230	193	196	178	204
リスク費用	-27	-41	-37	-36	-25	-53	-22
営業利益	187	168	193	157	171	125	182
関連会社損益	4	4	5	1	2	2	2
その他営業外項目	1	2	3	-1	4	2	0
税引前利益	192	174	201	157	177	129	184
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.6	3.6	3.6	3.5	3.5	3.4	3.4

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
パーソナル・ファイナンス							
営業収益	1,240	1,244	1,231	1,272	1,250	1,310	1,310
営業費用および減価償却費	-586	-592	-642	-636	-580	-613	-591
営業総利益	654	652	589	636	670	697	719
リスク費用	-364	-374	-327	-412	-390	-406	-431
営業利益	290	278	262	224	280	291	288
関連会社損益	21	24	24	29	27	18	21
その他営業外項目	24	4	0	59	3	2	1
税引前利益	335	306	286	312	310	311	310
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	5.0	5.0	5.1	4.9	5.0	5.0	5.0
(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
欧州・地中海沿岸諸国							
営業収益	454	448	413	422	401	399	417
営業費用および減価償却費	-323	-333	-318	-328	-333	-308	-308
営業総利益	131	115	95	94	68	91	109
リスク費用	-66	-45	-90	-70	-48	-47	-103
営業利益	65	70	5	24	20	44	6
関連会社損益	15	13	20	11	16	12	11
その他営業外項目	1	-1	1	-2	25	-2	-1
税引前利益	81	82	26	33	61	54	16
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	3.5	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.4
(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
バンクウェスト							
営業収益	630	606	593	553	560	551	566
営業費用および減価償却費	-358	-343	-342	-326	-299	-302	-314
営業総利益	272	263	251	227	261	249	252
リスク費用	-34	-32	-46	-56	-63	-62	-75
営業利益	238	231	205	171	198	187	177
営業外損益	3	1	1	-1	1	0	1
税引前利益	241	232	206	170	199	187	178
配賦資本 (十億ユーロ、年初来)	4.1	4.0	4.0	3.8	3.7	3.8	3.9

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
資産運用および証券管理							
営業収益	1,516	1,566	1,521	1,406	1,462	1,533	1,521
営業費用および減価償却費	-1,074	-1,068	-1,043	-1,134	-1,043	-1,039	-1,042
営業総利益	442	498	478	272	419	494	479
リスク費用	4	-3	-11	3	-53	-19	5
営業利益	446	495	467	275	366	475	484
関連会社損益	41	35	9	-50	-111	-8	35
その他営業外項目	14	1	7	-19	-2	66	13
税引前利益	501	531	483	206	253	533	532
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.0	7.9	7.9	7.5	7.4	7.2	7.1
富裕層向け資産運用							
営業収益	682	710	706	725	714	741	777
営業費用および減価償却費	-521	-528	-520	-598	-539	-539	-544
営業総利益	161	182	186	127	175	202	233
リスク費用	3	1	-6	3	-5	0	8
営業利益	164	183	180	130	170	202	241
関連会社損益	6	12	7	5	15	5	8
その他営業外項目	10	1	5	-19	-2	66	16
税引前利益	180	196	192	116	183	273	265
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	1.8	1.8	1.9	1.7	1.7	1.7	1.6
保険							
営業収益	495	475	475	351	421	429	425
営業費用および減価償却費	-253	-241	-234	-243	-224	-223	-222
営業総利益	242	234	241	108	197	206	203
リスク費用	1	-4	-5	-1	-48	-19	-3
営業利益	243	230	236	107	149	187	200
関連会社損益	35	23	1	-55	-125	-13	27
その他営業外項目	-2	1	1	0	0	0	-3
税引前利益	276	254	238	52	24	174	224
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	5.6	5.6	5.5	5.3	5.2	5.1	5.0
証券管理							
営業収益	339	381	340	330	327	363	319
営業費用および減価償却費	-300	-299	-289	-293	-280	-277	-276
営業総利益	39	82	51	37	47	86	43
リスク費用	0	0	0	1	0	0	0
営業利益	39	82	51	38	47	86	43
営業外損益	6	-1	2	0	-1	0	0
税引前利益	45	81	53	38	46	86	43
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
コーポレートバンキング・投資銀行							
営業収益	2,381	2,230	3,121	1,685	1,787	2,920	3,505
営業費用および減価償却費	-1,467	-1,397	-1,892	-1,569	-1,120	-1,613	-1,824
営業総利益	914	833	1,229	116	667	1,307	1,681
リスク費用	-190	-19	-78	-72	-10	23	-16
営業利益	724	814	1,151	44	657	1,330	1,665
関連会社損益	15	6	14	1	14	13	10
その他営業外項目	-7	1	2	1	11	27	3
税引前利益	732	821	1,167	46	682	1,370	1,678
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	16.7	17.2	18.1	16.9	17.0	17.2	17.5

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
アドバイザーおよびキャピタル・マーケット							
営業収益	1,576	1,207	2,249	767	752	1,803	2,343
営業費用および減価償却費	-1,065	-958	-1,471	-1,153	-672	-1,163	-1,389
営業総利益	511	249	778	-386	80	640	954
リスク費用	-17	-94	37	33	-42	9	21
営業利益	494	155	815	-353	38	649	975
関連会社損益	2	2	9	1	7	9	0
その他営業外項目	-7	1	2	0	5	8	0
税引前利益	489	158	826	-352	50	666	975
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.1	8.3	8.8	6.7	6.8	6.8	6.8

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
コーポレートバンキング							
営業収益	805	1,023	872	918	1,035	1,117	1,162
営業費用および減価償却費	-402	-439	-421	-416	-448	-450	-435
営業総利益	403	584	451	502	587	667	727
リスク費用	-173	75	-115	-105	32	14	-37
営業利益	230	659	336	397	619	681	690
営業外損益	13	4	5	1	13	23	13
税引前利益	243	663	341	398	632	704	703
配賦資本（十億ユーロ、年初来）	8.6	8.9	9.3	10.1	10.2	10.4	10.7

(単位：百万ユーロ)	3Q12	2Q12	1Q12	4Q11	3Q11	2Q11	1Q11
コーポレート・センター（クレピエールを含む）							
営業収益	-379	205	-883	589	738	406	471
営業費用および減価償却費	-304	-193	-222	-97	-235	-281	-241
うち事業再編費用	-66	-104	-65	-213	-118	-148	-124
営業総利益	-683	12	-1,105	492	503	125	230
リスク費用	62	2	-29	-533	-2,103	-485	28
営業利益	-621	14	-1,134	-41	-1,600	-360	258
関連会社損益	-15	31	76	-24	26	4	6
その他営業外項目	-5	-48	1,676	-170	14	97	-39
税引前利益	-641	-3	618	-235	-1,560	-259	225

貸借対照表 — 2012年9月30日現在

(単位：百万ユーロ)	2012年 9月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 12月31日現在
資産			
現金ならびに中央銀行および郵政勘定預け金	128,928	94,279	58,382
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	797,284	797,616	820,463
ヘッジ目的デリバティブ	14,773	12,482	9,700
売却可能金融資産	185,182	183,892	192,468
金融機関貸出金および債権	38,778	49,883	49,369
顧客貸出金および債権	636,459	657,441	665,834
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整	6,078	4,616	4,060
満期保有目的金融資産	10,506	10,512	10,576
当期および繰延税金資産	8,937	9,809	11,570
未収収益およびその他の資産	127,569	110,793	93,540
保険契約者剰余金	205	231	1,247
関連会社に対する投資	6,920	6,556	4,474
投資不動産	996	966	11,444
有形固定資産	17,332	17,274	18,278
無形固定資産	2,534	2,510	2,472
のれん	11,116	11,181	11,406
資産合計	1,993,597	1,970,041	1,965,283
負債			
中央銀行および郵政勘定預金	3,625	3,176	1,231
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	746,627	750,075	762,795
ヘッジ目的デリバティブ	18,343	16,858	14,331
金融機関預金	122,401	136,250	149,154
顧客預金	539,626	535,359	546,284
負債証券	177,819	168,416	157,786
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整	2,011	677	356
当期および繰延税金負債	3,427	3,256	3,489
未払費用およびその他の負債	114,177	98,701	81,010
保険会社の責任準備金	144,189	138,989	133,058
偶発債務当引当金	10,778	10,841	10,480
劣後債	16,955	17,164	19,683
負債合計	1,899,978	1,879,762	1,879,657
連結資本			
資本金、払込剰余金、および利益剰余金	76,025	76,317	70,714
親会社株主帰属当期純利益	6,039	4,715	6,050
資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計	82,064	81,032	76,764
資本に直接認識される資産および負債の変動	2,603	1,098	-1,394
親会社株主資本	84,667	82,130	75,370
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益	8,682	8,094	10,737
資本に直接認識される資産および負債の変動	270	55	-481
少数株主持分合計	8,952	8,149	10,256
連結資本合計	93,619	90,279	85,626
負債および資本合計	1,993,597	1,970,041	1,965,283

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、財政金融法第5款第1章 (Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er) により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業

リテール・バンキング事業は、以下の7つの独立した部門に分類される。

- ・フランス国内のリテール・バンキング
- ・BNLバンカ・コメルシアーレ (イタリア国内のリテール・バンキング)
- ・ベルギー国内およびルクセンブルク国内のリテール・バンキング業務を行うBeLuxリテール・バンキング
- ・中東欧、トルコ、地中海沿岸諸国、西アフリカおよびアジアにおけるリテール・バンキング業務を行う欧州・地中海沿岸諸国部門
- ・バンクウェスト (米国のリテール・バンキング・ネットワーク)
- ・専門の個人ローン、消費者金融および抵当権付住宅融資事業からなるパーソナル・ファイナンス
- ・法人顧客のための設備融資に特化したエクイップメント・ソリューションズ

5つの横断的部門 (流通、マーケットおよびソリューションズ (DMS) 部門、IT 部門、業務部門、人事部門およびコミュニケーションズ部門) は、それぞれの専門知識と部門の枠を超えて共有される事業計画に対する取組みを事業部門に提供している。

さらに、現金管理およびファクタリングという2つの相互関連業務もある。

2012年度において、リテール・バンキング事業の組織構造は、以下のとおり変更される。

- ・フランス (フランス国内のリテール・バンキング)、イタリア (BNLバンカ・コメルシアーレ)、ベルギー (ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティス) およびルクセンブルク (BGLビー・エヌ・ピー・パリバ) からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワーク、リース業務 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション)、車両リースおよび関連サービス (アルバル) ならびにオンライン貯蓄および専門仲介業を行うビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズによる**国内市場部門**グループ。富裕層向け資産管理業務部門は、このグループに対する業務報告を継続する。
- ・従前、欧州・地中海沿岸諸国部門の事業体が事業を行っていた国 (中東欧、トルコ、地中海沿岸諸国、西アフリカおよびアジア) ならびにバンクウェストが事業を行う米国における**海外リテール・バンキング部門**。
- ・約30ヶ国で事業を行う消費者金融市場の最大手である**パーソナル・ファイナンス部門**。

インベストメント・ソリューションズ事業

インベストメント・ソリューションズ事業は、顧客の貯蓄および資産の収集、運用、開発、保護および管理に関するビー・エヌ・ピー・パリバの活動を統合することで、一般投

資家、法人投資家および機関投資家のあらゆる要望に応えるために設計された、広範な付加価値の高い商品およびサービスを世界中に提供する。

インベストメント・ソリューションズ事業は、相補的な専門知識を有する以下の6つの事業部門により構成されている。

- ・資産運用事業（ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ）
- ・保険事業（ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ）
- ・プライベート・バンキング（ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント）
- ・オンライン貯蓄および仲介事業（ビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ）
- ・証券管理事業（ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ）
- ・不動産事業（ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート）

すべてのインベストメント・ソリューションズ事業は、事業を行っているビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの主要な国内市場であるフランス、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルク、ならびにスイス、英国、スペインおよびドイツを含むヨーロッパにおいて主導的な地位を有している。インベストメント・ソリューションズ事業は、また、アジア太平洋、ラテンアメリカおよび中東といった高成長地域において海外展開を強化するために積極的に活動しており、かかる地域で新たな事業、買収、合併事業および業務提携を通じて事業を拡大している。

2012年度において、ビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズは、リテール・バンキング事業の国内市場部門に加わる予定である。

コーポレート・バンキング事業および投資銀行事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行（CIB）事業は、ファイナンス業務、アドバイザリー業務およびキャピタル・マーケット業務を顧客向けに提供している。

ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の顧客は、会社、金融機関および投資ファンドにより構成され、ビー・エヌ・ピー・パリバのコーポレート・バンキング事業および投資銀行事業の戦略およびビジネス・モデルの中核をなす。職員の主要な目的は、顧客との長期的関係を構築・維持し、顧客の拡大戦略または投資戦略を支援して、その資金調達、アドバイザリーおよびリスク管理に関する需要に応えるためのグローバルなソリューションを提供することにある。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
営業収益	42,384	43,880	40,191	27,376	31,037

(単位：百万ユーロ)

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
営業総利益	16,268	17,363	16,851	8,976	12,273

(単位：百万ユーロ)

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	6,050	7,843	5,832	3,021	7,822

(単位：%)

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
株主資本利益率(注1)	8.8	12.3	10.8	6.6	19.6

(単位：十億ユーロ)

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
時価総額 (12月31日現在)	36.7	57.1	66.2	27.6	67.2

出展：ブルームバーグ

(注1) 株主資本利益率は、純利益 (ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ) (ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(単位：ユーロ)

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
1株当たり純利益 (注1)(注5)	4.82	6.33	5.20	2.99	8.25
1株当たり純資産 (注2)(注5)	58.25	55.48	50.93	47.31	47.40
1株当たり配当金純額 (注5)	1.20	2.10	1.50	0.97	3.26
配当率(%) (注3)	25.1	33.4	32.3	33.0	39.8
株価					
最高値(注4)(注5)	59.93	60.38	58.58	73.29	92.40
最低値(注4)(注5)	22.72	40.81	20.08	27.70	65.64
年度末(注5)	30.35	47.61	55.90	29.40	72.13
CAC 40インデックス (12月31日現在)	3,159.81	3,804.78	3,936.33	3,217.97	5,614.08

(注1) 期中発行済平均株式数に基づく。

- (注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく純帳簿価額。
 (注3) 1株当たり純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金。
 (注4) 取引中に記録された数値を示している。
 (注5) 上記のデータは、2009年9月30日から10月13日までの優先的新株引受権の行使による新株発行を反映し、調整されている(調整係数=0.971895)。

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2012年 6月30日
資産合計	1,970,041
顧客預金	535,359
顧客貸出金および債権	657,441
株主資本合計(注1)	82,130
ティア1およびティア2資本比率	14.7%
ティア1資本比率	12.7%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2012年度 上半期
営業収益	19,984
営業総利益	6,800
営業利益	5,002
税引前当期純利益	6,923
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	4,715

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2011年	2010年	2009年	2008年	2007年
<u>年度末資本金</u>					
資本金（ユーロ）	2,415,491,972	2,397,320,312	2,370,563,528	1,824,192,214	1,810,520,616
発行済株式数	1,207,745,986	1,198,660,156	1,185,281,764	912,096,107	905,260,308
発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績（百万ユーロ）</u>					
収益合計（付加価値税を除く。）	31,033	28,426	33,104	48,642	47,028
税金、減価償却費および引当金控除前利益	7,366	7,193	7,581	3,400	5,257
法人税費用	300	(118)	(540)	1,201	285
税金、減価償却費および引当金控除後利益	3,466	3,465	4,009	715	4,532
総配当支払額	1,449	2,518	1,778	912	3,034
<u>1株当たり利益</u>					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	6.35	5.90	5.94	5.04	6.12
税金、減価償却費および引当金控除後利益	2.87	2.89	3.38	0.78	5.00
1株当たり配当金	1.20	2.10	1.50	1.00	3.35
<u>人件費</u>					
年度末被雇用者数	49,784	49,671	46,801	47,443	47,466
給与合計（百万ユーロ）	3,829	3,977	3,812	3,112	3,554
社会保障および従業員給付金合計（百万ユーロ）	1,212	1,141	1,750	1,053	1,106